

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	錦町個人住民税賦課関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

錦町は、個人住民税賦課関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

錦町長

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課関連事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、地方税法の規定に基づき、賦課期日(1月1日)時点で居住するところにおいて、個人の前年の所得に着目して賦課される地方税であり、その税額は錦町において給与支払報告書、年金支払報告書、市町村申告書、所得税確定申告書等の課税資料を基に賦課決定している。</p> <p>個人住民税には大きく分けて、応能負担に着目して個人の前年の所得額を基に課される所得割と、負担分任に着目して個人の所得の多寡にかかわらず、一定水準の所得がある者全てに対して一律に課税される均等割があり、また、市町村が課すことのできる市町村民税と、道府県が課すことのできる道府県民税に分類される。個人市町村民税および個人道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が算出されるが、個人の道府県民税については、地方税法第41条の規定により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて賦課徴収を実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促、滞納処分及び賦課決定や滞納処分の為に必要な調査(犯則事件の調査を含む)及び各種証明書の発行 ②納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 ③収納及び課税の情報による収納、還付、充当を行う収納管理業務 ④個人住民税の減免 ⑤個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ⑥個人住民税の障害者控除の適用 ⑦錦町個人番号の利用に関する条例(仮称)に規定する業務および機関に対する所得情報の提供及び移転
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、確定申告支援システム、国税連携システム、審査システム(eLTAX)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル、課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び同法別表第1項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2中の第3欄が「市町村長」となっているもののうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれている項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120</p> <p>【情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2項番27
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	錦町税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	錦町(総務課行政係) 球磨郡錦町大字一武1587番地 0966-38-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	錦町(総務課行政係) 球磨郡錦町大字一武1587番地 0966-38-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

